

堺市上下水道局局議規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局局議規程（平成14年水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、部長（室長を含む。以下同じ。）及び部理事」を「及び部長（室長を含む。以下同じ。）」に改める。

第5条第4項中「又は部理事（以下これらを「部長等」という。）」を削り、同条第5項中「部長等」を「部長」に改める。

第6条中「部長等」を「部長」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。